

利用者の負担軽減制度

① 低所得の方が施設を利用した場合の食費・居住費の負担限度額

低所得の方の施設利用が困難とならないように、申請により食費・居住費が軽減されます。

◆対象となるサービスは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護です。

◆軽減を受けられるのは、次の3つのいずれにも該当する方です。

- ①本人及び同一世帯の方全てが市民税非課税者であること
- ②本人の配偶者(別世帯も含む)が市民税非課税者であること
- ③預貯金等の合計額が下表の金額以下であること

●負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階		預貯金等の合計額	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額	
			ユニット型個室	ユニット型個室多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	市民税非課税世帯で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	単身:1,000万円 夫婦:2,000万円	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	市民税非課税世帯で、合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	単身: 650万円 夫婦:1,650万円	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階①	市民税非課税世帯で、合計所得金額+年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	単身: 550万円 夫婦:1,550万円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階②	市民税非課税世帯で、合計所得金額+年金収入額が120万円を超える方	単身: 500万円 夫婦:1,500万円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円
第4段階	上記以外の方の目安(基準費用額) 実際の費用は施設との契約で決まります		2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,445円	1,445円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の居住費の負担限度額は、()内の金額となります。

※40～64歳の方(第2号被保険者)の資産要件は、利用者負担段階にかかわらず、単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下となります。

利用者負担段階第4段階の方の特例

利用者負担段階が第4段階となった場合は、認定証は交付されず食費や居住費の軽減はされません。ただし、被保険者の施設入所に伴い第4段階の食費や居住費を負担した結果、残された配偶者や世帯員が生計困窮に陥ってしまう場合等は、一定の要件を満たす場合に限り、特例減額措置として食費もしくは居住費(またはその両方)を第3段階として特定入所者介護サービス費の給付を受けることができます。

※施設入所の場合のみの適用となるため、ショートステイの場合は対象外となります。

特例減額措置の対象者の要件

- ①被保険者の属する世帯員の数が2人以上であること。(別世帯の配偶者を含む)
 - ②介護保険施設に入所または入院し、第4段階の食費・居住費を負担していること。
 - ③世帯の年間収入から施設の自己負担(自己負担、食費、居住費)の見込額を除いた額が80万円以下であること。
 - ④世帯の預貯金や現金等の額が450万円以下であること。
 - ⑤世帯が日常生活の用に供する資産以外に活用できる資産を有していないこと。
 - ⑥介護保険料を滞納していないこと。
- ※施設入所にあたり世帯分離した場合でも、世帯分離以前の世帯として取り扱います。

② 生計困難者に対する利用者負担額の軽減

(社会福祉法人等利用者負担軽減制度)

軽減を実施している事業者で対象となるサービスを利用した場合、利用者負担額が軽減されます。対象者は下記の要件に該当する方で、軽減を受けるには市へ申請が必要です。

対象者の要件	対象となるサービスと費用 (社会福祉法人等で本軽減制度の申出をしている事業者に限ります。)	軽減率		
① 世帯全員が市民税非課税で、生活保護を受給していない。 ② 世帯の年収の合計額が150万円以下(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算) ③ 世帯の資産(預貯金、有価証券、債券など)の合計額が350万円以下(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算) ④ 世帯が居住や日常生活に必要な資産以外の資産を有していない。 ⑤ 扶養をされていない。 ⑥ 介護保険料を滞納していない。	以下のサービスの利用者負担額(サービス費の1割、食費、居住費〔滞在費〕)が対象になります。 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> ① 訪問介護 ② 通所介護 ③ 短期入所生活介護 ④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⑤ 夜間対応型訪問介護 ⑥ 地域密着型通所介護 ⑦ 認知症対応型通所介護 ⑧ 小規模多機能型居宅介護 ⑨ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑩ 複合型サービス </td> <td style="vertical-align: top;"> ⑪ 介護福祉施設サービス ⑫ 介護予防短期入所生活介護 ⑬ 介護予防認知症対応型通所介護 ⑭ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑮ 第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業(総合事業) ⑯ 第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業(総合事業) </td> </tr> </table> ※利用者負担第2段階の方が、介護福祉施設サービス及び小規模多機能型居宅介護を利用した場合、サービス費の軽減対象となりません。	① 訪問介護 ② 通所介護 ③ 短期入所生活介護 ④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⑤ 夜間対応型訪問介護 ⑥ 地域密着型通所介護 ⑦ 認知症対応型通所介護 ⑧ 小規模多機能型居宅介護 ⑨ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑩ 複合型サービス	⑪ 介護福祉施設サービス ⑫ 介護予防短期入所生活介護 ⑬ 介護予防認知症対応型通所介護 ⑭ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑮ 第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業(総合事業) ⑯ 第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業(総合事業)	1 / 4 (老齢福祉年金受給者の場合は1 / 2)
① 訪問介護 ② 通所介護 ③ 短期入所生活介護 ④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⑤ 夜間対応型訪問介護 ⑥ 地域密着型通所介護 ⑦ 認知症対応型通所介護 ⑧ 小規模多機能型居宅介護 ⑨ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑩ 複合型サービス	⑪ 介護福祉施設サービス ⑫ 介護予防短期入所生活介護 ⑬ 介護予防認知症対応型通所介護 ⑭ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑮ 第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業(総合事業) ⑯ 第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業(総合事業)			
生活保護受給者	以下のサービスの個室利用の場合の居住費〔滞在費〕が対象になります。 ① 介護福祉施設サービス ② 短期入所生活介護 ③ 介護予防短期入所生活介護	全額免除		

③ 低所得の方が施設等でユニット型個室を利用した場合の居住費の軽減

(介護施設等居住費助成事業)

市では、低所得の方が、特別養護老人ホームや介護老人保健施設等に入所または短期入所でユニット型個室を利用した場合に、居住費の一部を助成し、経済的負担を軽減します。

対象サービス	特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設 短期入所生活介護、短期入所療養介護
助成対象者	生計困難者に対する利用者負担額の軽減の認定を受けている方
助成額	1日あたり最大 330円

※居住費の助成を受けるには、申請が必要です。また、収入及び資産基準がありますので、詳しいことは市役所本庁へお問い合わせください。

④ 低所得の方が認知症対応型グループホームを利用した場合の家賃の軽減

(認知症対応型共同生活介護事業)

市では、低所得の方が、認知症対応型グループホームを利用した場合に、家賃の一部を助成し、経済的負担を軽減します。

対象サービス	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型生活介護(グループホーム)
助成対象者	生計困難者に対する利用者負担額の軽減の要件を満たす方(生活保護受給者を除く)
助成額	1月あたり最大10,000円

※助成を受けるには、申請が必要です。また、収入及び資産基準がありますので、詳しいことは市役所本庁へお問い合わせください。